

「アーバンスポーツ体験会実施業務委託」仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「アーバンスポーツ体験会実施業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

アーバンスポーツ体験会実施業務委託

3 事業目的等

（1）目的

東京 2020 オリンピックやパリオリンピックで競技・種目として採用され、認知度や人気が高まっているアーバンスポーツについて、県内全域で初心者向けの体験会を実施することで、競技者の裾野の拡大と、これまであまりスポーツに興味・関心のなかった県民へ、スポーツに触れる機会を提供し、健康増進の一助となることを目的とする。

（2）対象とするアーバンスポーツ

スケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイキン、3 x 3の5種を基本とし、安全に体験会が実施できる競技を選定する。複数競技の体験会を同時に開催することや、上記以外のアーバンスポーツを組み合わせても、上記5種のうちのいずれかは必ず含めること。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

5 委託業務の内容

（1）アーバンスポーツ体験会の開催

（ア）開催回数・規模

- ・県内全地域（※以下「(イ) 開催地域・会場」を参照）において、初心者向けのアーバンスポーツ体験会（以下、体験会という）を5日間開催すること。5日間のうち、少なくとも1日分の開催に際しては、2種以上の競技を組み合わせ

た体験会とすること。

- ・1回の体験会の時間は、30分以上を原則とし、競技の特性により適切な時間を設定すること。
- ・体験会参加者は、1回1競技につき20～50名程度とすること。

(イ) 開催地域・会場

- ・以下に掲げる6地域のうち5地域での開催を基本とするが、詳細は委託者と協議の上決定すること。

- ① 東葛・湾岸地域：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市並びに市原市、四街道市、八街市及び白井市を中心とした地域
- ② 印旛地域：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町並びに八千代市、香取市、山武市、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町を中心とした地域
- ③ 香取・東総地域：銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町並びに成田市、芝山町及び横芝光町を中心とした地域
- ④ 九十九里地域：茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに千葉市、成田市、旭市、市原市、八街市、富里市、匝瑳市、いすみ市、多古町及び大多喜町を中心とした地域
- ⑤ 南房総・外房地域：館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町並びに市原市、君津市、富津市、一宮町、睦沢町及び長南町を中心とした地域
- ⑥ 内房地域：木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市並びに千葉市、茂原市、鴨川市、長柄町、長南町、大多喜町及び鋸南町を中心とした地域

※特定の地域に偏らないよう、全体の地域バランスを考慮して開催すること。

※市町村が複数の地域に分類されている場合、どちらの地域に属するものと認識しても構わないが、1地域として計上すること。

- ・商業施設内のイベントスペース等、多くの人の来場・参加・観覧が見込まれる会場を設定すること。会場使用料は委託料に含めること。

(2) プロアスリート等によるパフォーマンスの披露

- ・競技の魅力・迫力・技術の高さを来場者・参加者・観覧者に伝えるため、体験会と同時にプロアスリート等によるパフォーマンスの披露を、体験会と連続する形で実施すること。1日の開催の中で2回以上のパフォーマンス披露を必須とするため、パフォーマンス披露は計10回以上とすること。

- ・パフォーマンスは体験会の前後いずれかで10分以上実施すること。

(3) その他

- ・出演者・競技団体は、可能な限り千葉県を活動拠点とする、あるいは千葉県にゆかりのある選手や競技団体であること。
- ・体験会参加料及びパフォーマンス観覧料は無料とすること。
- ・参加者に各競技を直接指導するインストラクターは、その競技に精通した選手や講師資格を有する者などとし、体験会の安全な開催に十分な人数を確保すること。
- ・体験会の監督責任者を設置し、安全面に十分に配慮して開催すること。また、体験会の救護責任者を設置し、不測の事態に備え十分な救護体制を構築すること。
- ・体験会の開催に係る一切の調整（企画・運営、会場使用に係る手続、参加者の募集、参加者からの問い合わせ対応及び連絡調整、会場及び出演者・団体との連絡調整、講師・指導者等の手配、体験会に要する用器具〔競技用具、音響等〕の手配、関係者との連絡調整、傷害保険等への加入手続き等を含む）を行うこと。

【(1) 及び (2) の開催に当たっての留意事項】

- ・体験会の参加者は当日会場での募集を基本とするが、競技の特性や準備の都合により、必要があれば事前申込制も可とする。事前申込みのための応募フォーム等は受託者が用意すること。また、事前申込みの場合は、県と協議の上、予め最少催行人数及び開催判断日時を設定し、県と開催を協議すること。
- ・屋外で体験会を実施する場合、開催を判断する日時を予め設定し、天候や会場の状況を体験会講師や会場施設責任者等と確認の上、県と開催を協議すること。
- ・事前申込み制で最少催行人数に満たない場合や、天候及び会場等の理由により安全な体験会の実施が不可能と判断される場合は、体験会及びパフォーマンス披露を中止し、改めて別の日程にて開催すること。

なお、延期後の日程でも同様の理由で開催できなかった場合、中止に伴って発生した経費（講師や施設のキャンセルに伴い発生する費用等）の扱いは、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(4) 体験会及びパフォーマンス披露の運営・進行管理等

体験会及びパフォーマンス披露の実施に当たり、以下について実施すること。

(ア) 運営体制の構築及び運営責任者の設置

(イ) 運営マニュアル、シナリオ、タイムスケジュール等の作成

(ウ) 必要備品、会場等の手配

- ・体験会やパフォーマンス披露に必要な競技用具や音響等のほか、会場、その他資機材等の一切のものは受託者が手配・設営・撤去すること。
- ・本業務の遂行上必要となる関係機関その他に対する諸手続きは、受託者が速や

かに処理するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(エ) 救護・緊急時対応体制の整備

- ・救護体制を構築し、体験会及びパフォーマンス披露実施時の安全面の管理をすること。
- ・体験会参加者を対象とする傷害保険等へ必ず加入すること。講師や出演者の保険加入は、会場及び出演者・競技団体と協議の上、適切に対応すること。
- ・時期と会場によっては、熱中症等に十分注意し、適宜休憩テントや救急セット等の適切な備品、消耗品等を用意すること。

(オ) 写真の撮影

- ・当日の記録及び今後の広報に活用するため、写真を撮影し、県へ提出すること。

(カ) アンケートの実施

- ・体験会参加者及びパフォーマンス閲覧者に対し、アンケートを実施すること。
- ・設問項目については、事前に県に協議すること。
- ・アンケート結果を集計・分析し、報告書を作成の上、県に報告すること。

(キ) 各回の実施結果報告書の提出

- ・発注者が指定する様式により、各回終了後、20日以内に実施結果報告書を発注者へ提出すること。

(5) 体験会及びパフォーマンス披露等の周知・広報

- ・体験会及びパフォーマンス披露の開催等について、会場自治体及びその周辺地域へ広く周知すること。
- ・会場施設での広報、ポスターやチラシの作成、出演者・競技団体の有するSNS等、幅広い年代に訴求するよう、広報を行うこと。

(6) 独自提案

- ・複数の競技が同時に体験できる体験会を1つ以上提案する等、体験会の魅力を高めるような取組を実施すること。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ・受託者は、下記①～④の成果品を作成の上、紙媒体各1部及び電子データを委託者へ提出すること。
 - ① 事業実施報告書及び事業完了報告書
 - ② 参加者アンケート及び分析結果報告書
 - ③ 広報物の完成品
 - ④ 体験会及びイベント開催時の写真（電子データのみ）

(2) 提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
(千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階)

(3) 提出期限

- ①：令和7年3月24日（月）午後5時
- ②～④：県が別途定める。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。

- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。